

カイライ政権であつたことは厳然たる歴史事実である。この事実を無視して「満州国」を論ずる限り、日本の中国侵略の過去の歴史を肯定し、日本帝国主義を賛美する結果になってしまう。著者は「満州国統治の十五年間は、実態のない幻のごときものではなくて、具体的かつ強力な実態があつた」ということは疑いもないが、その実態こそ日本帝国主義の植民地支配の実態であり、それ故にこそ強力な実態があつたのである。「日本歴史のうちにもし『昭和史』という範疇があるとするならば、その中に『満州国史』という項目を空白にすることはできないであろう」という著者の発想こそ、まさに無意識のうちに「満州国」を日本の一部と見做しているあらわれではないだろうか。

本書の具体的内容で気になる箇処を指摘すると、第一に保甲制について「この制度は日本の旧幕時代の五人組制度、英国タイシングの十人組制度、フランク・プレッジの治安担保制度に範をとつた」とあるが、保甲制は元来中国固有のもので、日本の台湾統治に当つても、これを活用したことはよく知られている。次に、著者は一九三七年の「満州国」における治外法権の撤廃を高く評価しているようであるが、関東軍司令官の裁決がない限り何事もきまらない「満州国」で、治外法権の撤廃が実質的にどれだけの効果があつたのであろうか。また「治外法権撤廃にともなう一連の措置……などによ

り、満州国に対する国際的信用はとみに向上し」とあるが、現実には果してそうだったろうか。著者はまた日滿警察官の間に人事交流が行なわれ、兩國警察の密接な結びつきがあつたことを指摘するが、それは日系警察官についてのみ言えるにすぎないことは、いうまでもない。最後に「参考文献目録」の中に『満州共産匪の研究』の如き重要文献が脱落していることは、非常に残念である。

以上、本書について多くの不満を述べたが、現在わが国では「満州国」に関する研究はすこぶる遅れている。というより、本格的な研究は実に乏しいというべきであろう。そのような状況のなかで、著者加藤氏のごとき資料整備の努力は大いに多とせねばならぬであろう。(三三〇頁、満蒙同胞援護会愛媛県支部、一九七〇年一月一日)

A・マクドナルド著

### ペリオ・チベツト文書の読解

山口 瑞 鳳

本論は、故M・ラルウ教授の追悼記念論文集「チベツト研究」Endes tibetainesに収められた一〇〇頁をこえる大作で、内容も単独で論評されてしかるべき重厚なものである。著者はこの論文集の編集者でもあるが、ラルウ教授の後継者

として既に令名高く、チベット語の読解力と考証の手堅さにかけては定評がある。

論文の内容は、かつてニコル・トッサン、トーマスの三者にまつて共同出版された Documents de Touen-houang relatifs à l'histoire du Tibet 中のシリオ文書二二八六と二二八七の前半部分について一般的な解説を試み、関係資料(二〇三八、一〇四七、二二九〇)を併せて三つの問題を論じたものである。夫々の資料について新しい読み方を示したり、はじめて訳をつけたものもあり、関係学者必読の研究として、さすが名に背かぬ貫禄を見せたものになっている。

第一の問題は *De* に関するもので、これを部族名とみなし、その拠つた地をヤルルン *Yar lün* にあつたものとして (pp. 330-331) その祖をオチンガルとす (pp. 198-201, p. 316)。これは吐蕃王朝の祖とされるニヤチンボ *Ngag khri buan po* とは全く別の系統であつたという (pp. 199-200, p. 316)。つまり、チは吐蕃王家の母方 (p. 202) となつたもので、チンガ・タクツ *Phyin ba stag rste* に拠つて *Phan* と名づけられていた (pp. 245-248, p. 316) ニヤチンボの系統に吸収された (p. 316) とするのである。

この論致で正しいと思われるのは、チが吐蕃王家の母方になつたということ(シリオ文書二二八六の冒頭の記述 p. 195) によつて明らか) だけであり、他は残念ながら、発想

に振りまわされて曲解に終始したものとしか云えない。

まず、チンガまたはチンルン *Phyin lün* はヤルルン内にあつる一地区であつて、決してチンルンとヤルルンとは対等の二地区ではない。これを誤らせたのは次の一節 (p. 245 引用のシリオ文書二二八七 DFH, p. 119) の解釈である。

*Bya pu ni lün chun na/mGar khol ni rman ba dan/ Yar lün ni Phyin lün na/Ho rNags ni 'phan ba gñis/ gan 'phan ni gag rags pa/gñi zla ni ya bis gziags/*

評者はこれを次のように訳す。

チャプの小國にいるガルの家来はただの百姓、それと、ヤルルンのチンルンに(仕えて)いるロとゲクとは役に立つ二族。いずれが役立ち、いずれが妨げになるか日月が上から見えなわす。

著者、マ夫人は、敦煌文書の韻文に見られる特徴的な表現 (R・A・スタン「チベット文化」二八〇頁参照) を無視して助辞 *ni* を *dan* の意にとり、ヤルルンとチンルンを並べて把えるが、両者に共通なルン *lün* は行政単位的な名称でなく、固有名詞の一部である。また、「役に立つ二族」を意味する *'phan ba (gñis)* を固有名詞としてチンルンに対応させ、二族の名であるロとゲクを併せて強引に「一族」と数える (p. 242, n. 213, pp. 244-245)。これらは、あからさまな歪曲である。ロとゲクとはヤルルンの家来とされては

づゆ (p.215) 狭キヤルルンと見たとは (p.328, pp. 242-243, pp.246-247) ヌリと示れづな。ヤツと見たてては、カム Khams 地方で古くから所在が確かめられてくる(拙論「蘇毗の領界」二〇—二二頁)。<sup>1)</sup> phan ba が今日の phan ba の意味に用いられてきたことは、今引用したところでも明らかであるが、<sup>2)</sup> nams pa 「強さ」などの意味は用いられた例が他に確認されていなく、<sup>3)</sup> 著者のように、<sup>4)</sup> その都度、<sup>5)</sup> それでその訳を (p.242, n.210, p.244, n.222) として、<sup>6)</sup> 他に保証がなかり、<sup>7)</sup> ひろくむくちである。また、この語を述語と同時に固有各詞として二重に用いる例 (pp. 242, 244, 245) も他に類例のなかり自由な解釈であつて、<sup>8)</sup> 従つたが、<sup>9)</sup> phan ba を <sup>10)</sup> Phan pa とすることが許されて、<sup>11)</sup> Phan という形を用いた場合と全く同じ価値で、<sup>12)</sup> ロキヤツを対応させることは、<sup>13)</sup> 議論を認められなく (pp. 242-246, p.266) とするべきである。<sup>14)</sup> Phan を部族名とする (p.316) なら、<sup>15)</sup> Phan ba/pa を用ひば、<sup>16)</sup> 説明はあつた (pp. 242,244, 245)。著者の説明は、<sup>17)</sup> 同然である。しかも、<sup>18)</sup> 疑念は、<sup>19)</sup> ちて、<sup>20)</sup> 極めて明らかな慣用的表現である、<sup>21)</sup> rgyal phran yul yul na を rgyal Phran yul ('phran とちをみしなす) と読み換へよと、<sup>22)</sup> (pp. 326-328) 作為を特に指摘した。

著者は自ら註記した次のチャット文 (p.312, n.433) をあ

う一度見直してほしい。

yul Yar yul Sog ka ru/mkhar Phyi(h) ba sTag rise  
bzug/

ヤルルン・ソツカカの地にチンガ・タツツの城を置く  
これでも、ヤルルンの中にチンルンが含まれないといふべきであらうか。また、<sup>23)</sup> ヤルラシヤン、<sup>24)</sup> Yar lha gam pho がチンルンのチン、<sup>25)</sup> Phyon rgyas の南、<sup>26)</sup> (p.200) のを、<sup>27)</sup> 解するの、<sup>28)</sup> であらうか。「十二小王国」表、<sup>29)</sup> Yar luh Sog lha と示してあれば、それはチンルンを指してゐるのであり、これと別にチンルンの名を示す筈がなかつた。このことを改めて著者は認識しなければならなく (p.316)。

第二の問題は、<sup>30)</sup> G. Uray 氏がかつて考証したチンツム  
Khri ston btsan 治下のリタツリヤ Lig myi rhya 討伐  
(Acta Orient. Hung. XXI, 1968) の、<sup>31)</sup> ヌリと示す。著者  
は、<sup>32)</sup> 後代のボム教文献、<sup>33)</sup> リタツキヤ Lig myi rgya がチン  
ン・チン、<sup>34)</sup> Khri ston lde btsan 治下に討伐をうけたと考  
へることから、<sup>35)</sup> 当該事件をチンツム治下のことと決定する  
のは、<sup>36)</sup> Uray 氏の考証は、<sup>37)</sup> まだ充分ではないとして、<sup>38)</sup> 改めて  
リソ文書一〇四七に見え、<sup>39)</sup> キン、<sup>40)</sup> プン、<sup>41)</sup> マン、<sup>42)</sup> Khyun  
po Pun sad zu se と、<sup>43)</sup> ひろくむくちの挿話を取り、<sup>44)</sup> (p.279) じ  
れたよつて考証が確定したとする (p.291) のである。

これは、多分に我田引水的な遣り方で感心しない。先ず、

フクギム・ツェンマンチン (Pug gym(ᠮ)ᠮᠤᠨ ᠮᠠᠨᠤ) 年代記の問題の箇所 (DTH, pp. 115, 117) と訂正されることと、リクミリヤの名が、後半の文献 (DTH, p. 117, 115 以後) に 'Lig myi dhya' と訂正されるが、チソンツェンの名と共に示されること、この二つは、事件はチソンツェン治下の六四三年にあつたシャン・シェン Shan shun 平定を指すことが充分証明されており、疑う余地はない。むしろ、このことから、ボン教文献の所説はツェンポ・ソンデツェン (= チソンツェン) とチソンデツェンとを誤つたことに由来すると訂正できる位である。

マ夫人がこの考証のために持ち出したペリオ文書一〇四七は、チソンツェンと同時代の資料に基づくという保証さえもない。これは卜占用手ほどき書で、むしろ、敦煌チベット文書が書かれた九世紀頃の編纂にかかるとかと思われる。他に同種の漢文文献もかなり見られる (S. 612v, 3724v-don fol. 3724, 5614, 5686, 5772, 6162, 6167) ことを参考してほしい。また、内容的に見ても、卜占の一結果についての実例として古伝承を採用したまでのものであり、問題の部分は次のように訳される (p. 279)。

リクミリヤに強硬政策を講じようとした時、勝てるかどうかと占いをたてたところ、この卦が出たのである。それ

は、後々國土が一から二に拡がり、出発すればよい友にあらう兆であるというもので、極上の卦で……  
従つて、編年記の、歴史性をたてまえたとした記録に比較できるものには到底ありえない。或いは、ブンセスマツェによる北のシャンシェン討伐を誤つてシャンシェン討伐とした引用であるのかも知れないのである。

これに先立つて著者は北のシャンシェンを羊同と同一視し、前者がキェンポに征服された年次まで推定している (pp. 252, 253) が、従いがたい。羊同には大小の羊同と羊同の三があり、そのいずれと如何なるシャンシェンとが重なり合うか未だ明らかにされたことがない。チソンツェンが六四三年以前に従えていた羊同とはむしろ、Ya stod rGod lIdā (DTH, p. 107) のことであり、大羊同の姜焉 rKyan rGod (玉樹方面に拠る) をいうのであろう (「蘇毗の領界」二五頁、註 63、116、123 参照)。また、「アシャとシナとが争つた (dpya' gcal = 'phyā 'chal)。」とあるところを「朝貢させた (dpya' mjal du boug)。」と読むべき (pp. 249-250) が正しいと思われない。チベットが兩國を相手にして、これを圧倒したのは、ベテック氏の指摘するとおり、六五九年以後のことになる。六三五年は吐谷渾に対して唐と吐蕃が共に工作をはじめ、唐が伏允を滅した年である (拙論「古代チベット史考異」下、註 91 参照)。チベットが唐と争うのは、六三八

年がはじめてである。

第三は *gsug lag* または *gsug* の觀念に関する考証であるが、これは申し分のない敘述で、著者の本領を見せたものである。信仰体系と統治組織との密接な結びつきのおかげで、前者にもとずいて後者が運営されるという、いわば「天地の理法」(p.367)をもちつづけるものと見るのである。

ただ、*Phyva'i gsug mkhan* (pp. 352, 357, 376, 377) を「*gsug* を知る *Phyva'*」とすべきか、ひたすら『*Phyva'* 族を律する *gsug*』を知るもの」とすべきか、はなはだ *Phyva'* は *sku* 氏を含む部族名であり(拙論「吐蕃の国号」チベット学会々報、第十八号参照)、神名では (pp. 353, 378) ないからである。あえて神名とするなら、まず、*sku bla* の *ghan* との關係を明瞭に示さねばならない (p.355) であろう。また「兆」をいう *phyva* との安易な同一視 (p.357) も、むしろめづらねばならぬと思う。

著者は「*ンシ* = *rba bshed* と「學者の宴」(*mkhas pa'i dga' ston, ja*) と示された「中國由来の *yab mes kyi chos lugs bzun po*」について説明しながら (pp. 379-383) '*Le'u she skyan* にいつての追求をあきらめ、金城公主の求めによつてチベットにもたらされた儒教古典のうち暗に関連を期待するだけにとどまつている (p.382)。この点について評者は補足を試みた。

両書で述べられるところであるが、*パ・サンシ Skyan* が唐からの帰途に、益州(成都)で会つて予言を受けたと云う金和尚とは新羅出身の淨衆寺無相である。その予言(著者の訳と異なる)は

「……いつか、その王の命令で外道の法(の採用)を論議するようになる時がある。そのときどう申し上げよ (p. 381, *ンシ* = p.7)。」

とあり、その場面に至つた時、*サンシ* は

中國の善法が出現すれば、御先祖の奉じたかの *Le'u she skyan* は希有なるものの数のうちにも入りかねる (ト等) のものであります。( *ンシ* = p.10)

「中國の……(右訳と同文)は、かの *Le'u she* などはその(=仏教の)宮殿の戸口にも立ち入ることの出来ない(ト等の)……(以下同文)。(著者の宴) (p.78a)

と述べている。つまり *Le'u she (skyan)* に対して仏教が優れていることを論じ、「十善業道経」、「金剛般若経」、「稲牟経」の三経(経名を著者は示していない)をそれに代るものとして持ち出したのである。これらの記述から察すれば、吐蕃王の父祖が奉じた *gsug lag* の「老子経」とは、道教を代表する聖典でなくてはならないから、敦煌写本中の關係文献とも睨み合せて考えると、「老子道德経」をいうものとすることが出来よう。「ユーマン懸記」(北京版、1446b)に「金

城公主の入蔵後中国では、De'u ci 道士の法が宮廷で採用された。」とあるが、女宗皇帝の影響は、公主を通して吐蕃の宮廷に及んだのは必然のことである。なお、敦煌文書には、女宗御製道德真経疏(S. 4365)の名が見られる。

以上は、取りあげられた三つの問題を中心に見た場合の所見である。しかし、これらの三つは文献解釈の途中に浮び出た問題であり、本筋は文献の解読そのものである。この点から云えば、著者の読解力はさすがに優れたものであり、読者の学識とところは多い。その所説をぬきにして敦煌チベット文書が論じられることは今後ありえなうともうえよう。ただ、次のような異なった見解も参考供にしたいと思ふ。

1' dog yab kyi char du……(DTH, pp. 81, 99) (p.199) の char は「雨」ではなく「主人」である。今日 char khyen, 'char 'jug などの意味が見られる。註の参照。

2' Na lha gñis (p.222, n.132, p.226) は Na y Dri gum の「ナ」ではなく Na khyi 又 lHa bu (ラハブ) lHa bu Ru la skyes の「sPus kyi bu」ではなく。註の参照。

3' bcos na ni は「百廿二」の意 (p.223) bcos/chos (cf. bpad/chad, gar/char) となつて Ga khyi ののちの sPu de guñ rgyal ではなく。

4' gros na ni は「廿九」の意 (p.223)。  
5' dud rhog chags kyi khyen (p.223) 「蘇生たる馬の依

る処」。khyen=char=char khyen。

6' シガムの元来いた地を Pyin ba とする (p.223) 記述はどこにも示されていない。

7' ロガム Lo nam を殺してシガムの仇を討つたのはリャー Rhya とチナム sNa nam ではなく (p.223)。「チナムとシモン bShon ではなく。なぜシモンとロガムは M. Lalou: Catalogue des principautés du Tibet ancien, p. 204 へ「赤者の真」Ja, f.19b, 14 参照。

8' リャーはロガムの求めで屈して彼と婚姻関係をもち (Rhya mo rñul bshi khugs) 彼に屈しなかつたダク bKraggs とは、ロガム死後に争う。ダクは王家の一族ゆえ lHa bu と呼ばれた。「赤者の真」Ja, f.8b によれば、ラハブ Khu 氏であり父方の親戚である。それ故 Ru(s) la(s) skyes 「父系に生れた者」とも呼ばれ、その子は、母が里に逃れた後に生れたのち sPus kyi bu Nar/DarJa(s) skyes 「(吐蕃王家)の子」(シヤンシヤンの)と生れた者」と結合された。彼が後に王家の大臣となる理由が了解されるであろう (p.224)。

9' Nen kar rñin pa は後の Nen kar と異なるから rñin pa を区別したのち (pp. 223, 225)。

10' Nas po は天竺の南 Nam god ではなく 'Dam god (＝善木=Phan yul) ではなく (蘇毗の領界) 註17参照) (p.

233)° 勿論、Phan yul は、今日のチャッサを含む地域でもなく、Nam god がそれで含まれるものでもない。Khamns の Dan khog 郵村方面 (= Phan yul glon than) を含む rMa Hra zal mo sgan の地がそれである (pp. 233, 235, 237)°  
 11' khol tshab nan blon dBabs なんの資格ではない、  
 『GGen Khri bsher が家来を代表する内大臣をしていたので、その面子が損なわれてはならなかった。[そこで]『善者が不善者を殺しても、殺した時と[問題が]解決している。』とらして処理した。』と解すべくである (p.234, n.172)°  
 12' mNon bzai to re ston (mNon……ston は誤植) の死後 (qi nas) の十 Pan sum dron po を盟に加わえた」とあるが、"au cas où il (mNon bzai to re) mourrait" (p.235, 111) とは示されていない。  
 13' 『囊中の錐』の例を反対に解しようと (p.239)° この部分 (DTH. pp. 106-107) は次のように解すべきである。  
 『モンヘスツツは、『汝のいとわは將軍たるといふわじかか。賢明でないことは知られている。』『賢者は』囊中の錐も同然『自ら現れる。』』とらわれる。とすれば、『汝のいとわはツツモンホの侍従に任せられて数年もたつて、誰一人『賢にして有能なり。』』というのをそれがし耳にしたことがなう。されば汝がいとわを不適當なるは当然も当然。おとなしく忠勤にはげめ。』とらうた。ツツモンは『誰か、それがしの耳もとる賞めたこと

がないのはまことである。それがし未だ囊中とやらに入るにも入ったことがなく、確かに頂きが外に現れたことがなかった。若し囊中に入つていたら、頂きはおろか、柄まきで外につき出してしまつていたであらう。だから今、それがしお願い申すは『未だいかなる(囊)中にも入ったことがなかったから、今度始めて入れて下され。』』というのである。』と云うた。  
 14' Dags po lha de 討伐の項で著者が不明とする文は、「その他、rNags Sum brsan skya bo ren は勇者のきずみにして、一日に百人のタツキを殺したりとぞきうゆ。」と訳すべくである (p.240)°  
 15' Mon ⅴ Mon ⅴを同一視する (p.239, n.199) は許知である。ⅴⅴは分岐をたしする (Mon ka, DTH. pp. 107, 119)° Mon ⅴ Mon ston ⅴ sKyi ro ljan shon の Mon ⅴは、四女國の一である。チンナンマンの妃はマンナン Gun ston の母であるが Mon bzai ⅴである。Mon ka とは、古くからハータン北東部を占む (mkhyen brtse's guide, f.15a 参照) である。  
 16' sla lvo は、対応する gsaub gso/bsaub sob 「べす」と比較すればわかるように、sla slo 「のころかす」の意味でなく、  
 17' n. 206 の tshas ⅴは「明かす」 bsas ma 「かす」ⅴは

ma は表むぎな「否定」に用ゐられてゐるが、暗に tshas ma と接尾辞に読まれることを期待し、皮肉の意味を寓する (p. 241) のである。

81' dbu phyin ts dbu phyir ts &lt; >。Phyin luh とかわりなす (p. 242)。

81' pe'u zur 'brin po beas pa tsam pa 「ひたすら宮殿の隅に引こもりて [目立たぬようにして] シヤンナン、その彼に発言を求めたのは (smas pa) 王でなく、キヤンボ・ンセモツツである。キヤンボの歌は Se, Khyun の不遇をなごめ、Hio, rNags の幸運をつらやむのである (p. 242)。王家そのものを蔑視する発言があつたと解する訳は文書の性質から適切とはいへなす。

82' rmei du bsnan 「瘤とくじ加えぬ」 (p. 243, n. 215)。

21' 'Thah la ts gNen chen than la ts &lt; > として今日のそれと同一とは言へまじ。王家の sku bla として考れば、むじべ' lHa ri g'yan tho の方が適切でなからうか (p. 243, n. 218)。

22' 'phan gyi snon ~ 'phan gyis brab G gyi, gyis ts' ~ (DTH. pp. 107, 108, 116) を使つたならぬ (p. 243)。「蘇毗の領界」註 69 参照

23' Yar mo ni khol du sstal ts 「(Yar luh が) Yar mo を家来とした」のひまひ' Yar moi ni ~ はなす。Yar mo

は Yar luh とは全く別で、Se mo gru bshin ts &lt; > (p. 209) ことに注意した (p. 244)。

24' ヴリオ文書一三六を援用して訳した XI の部分 (DTH. p. 116) (p. 266) について評者の訳は次のとおりになる。

「北の荒野に野性のヤクが殺される時、奥から呼び出されてヤンとトンとがメリットに応じて配置される。谷から招かれたキのシャとプタ、飛脚をつかつて中程から呼びつけられたはヤルのロとゲク(いずれもメリット相應に配置される)。」  
25' h) 以下 (p. 247) の訳文を評者は、

「pho ma の野ヤクを殺したのは、南の特産木の竹(弓)であるが、(鏃の)鉄をもつて裂けない相手だつたら竹(弓)などどうして突きとおせたか。竹(弓)として、ひく力 (rgod) で勢をつけられ (bsgron) なかつたら、野ヤクに立ちむかう矢勢になつただらうか。ゲポはラヌル(羊国、同時に Ra san を指す)を統御する主 (kon rse) にしてはりもぐら(牝のひょう)のようなものだ。なるほど、その針で孔をあけなければ、糸だけでは孔があかない。(だが、)糸をとおさなければ(緩りとめておけないから)、はりもぐらは安じて眠れなす。」

と解する。前半で王の威力(ひく力)と部下の勇氣(鏃)を、後半で部下の協力(糸)を夫々強調して、キヤンボ一人の力によつて成功したのではないと論じたわけである。



- 26' *rag hi* を *rag ma'i ne ba* 「一采の親族」と解したことが「孝者の寒」Ja, f.19b, 17 及び *Dags po* と *na'ny gyi* *ro* の十戸の二つに数えられたこと (p.248, n.230) のが障害となる。
- 27' *'pho bran 'drin* は「行宮(予定地)を調査する」の意である (pp. 250, 254)。
- 28' *bssan po dral* は六四三年以前に *タンメン・タンメン* 王に呼びかけた名残りを示すものであろう。この年 *チンメン* *マン* が再登位した (p.260)。
- 29' *Shan shun Ide bu/gren gyi yan ho/thab kyi yan skal te/te* 「*マンメン* *マン* の *Ide bu* は (*マンメン* の) 親戚中最上位にあるもの、戦略に最もたけたものとして」と訳すべきである。Uray 氏に従って *yan do* と訳すべきではない。do は *zla* と同様「対」の觀念を背景で必ず「親戚はそのうちで含まれなす。yan は *rgyan sdu* ではなく、夫々形容詞、副詞として用いられる。Ide bu は *マンメン* の同格語で、その特徴的資格を示す。*ヤルメン* は当時 *lhasas* を称しており、*Ide bu* は未だ強大でない時に用いられる称号である (p.201, n.50 参照) (p.262)。また、この *Ide (Ide/le/the/ha'u)* は *De* 氏と関係はなす。したがって、n.514 の後半は成立しない。
- 30' *chab strid* は「国事、国政、国策」を意味し、王国の意

味はなす(拙論「古代チベット史考異」上、註11参照)。国策の遂行は事実上「戦争」とあることも珍しくはない(n.342)が、政略結婚もある場合(n.279)もあれば、外交関係(n.280)を指すこともある。

- 30' *ma tho 'am te ma thad dam* の古く形である。「*n'est-ce pas grandiose ?*」は意味をなす (p.263)。
- 31' *gan kyai* は「前または表を上にして倒れる」こと、*bub* はその逆である。従って著者の説明は逆である(p.282)。
- 32' *thog ma yas gcegs pa 'i shte* 「ついでに廻つたはじめの指」(pp. 298-299)。
- 33' *sKyi rje'i man po te rMan po/rMon pa* の異態字である (p.314)。
- 34' *yul byun sa dod* は「国土を出現させた」の意味。*yul sa byun dod/byun 'thon* を分けて表現したものである (pp. 341-342, n.508)。
- 35' n.539 部分の訳、「人は賢く、勇者として生れ、善法を行す。馬は速い能力を具えて「生れ」ふえる。「この国」をそのような場所となすべく決意して降つた。」人と馬とは常に「対」となる。(green: dud 参照)。
- 36' *mtshos te ni dguin mi rñib* は「支えられてゐるの、天は崩れぬまじう」と訳すべきであり、*mtshos (lhos)* は「高」ではなく (p.352)。

37' tshe は漢字「茶」*tsai* (GSR, 593-y) の対音で、意味は *zan skal* 「齋食」である (n.609)。

38' khirms bu chun は *la loi bu-chun* ではなく、*bu* は *khirms* のついた縮小辞で、*khirms bu* 「条例」を意味する (n.609, p.380)。  
以上。

(Ariane Macdonald: *Une lecture des Pelliot Tibétain* 1286, 1287, 1038, 1047, et 1290. *Études Tibétaines*, Paris, 1971.)

T・R・トラウトマン著

## カウテイリヤと『アルタシャーストラ』

——作者とテキスト発達に関する

統計学的研究——

山崎 元 一

シャマシャストリによつて古代インドの政治論書『アルタシャーストラ(実利論)』の存在が学界に紹介されてから、すでに六十六年が経過した。この間、同氏による本論書の校訂本(一九〇九年)、英訳本(一九一五年)をはじめ、新たに発見された諸写本を参照した校訂本や、日本語訳(中野義照訳)を含む数国語訳が出版されてきた。インドの古文獻としては

批評と紹介 山崎

特異な内容をもつた同書が、古代インドの解明に貢献したところは大きい。しかし、遺憾なことに、同論書の作者と成立年代について研究者の間に見解の一致がみられず、この両問題が今日なお重要な研究課題として残されている。ここに紹介する研究書の著者 T・R・トラウトマンは、新進のアメリカ人学者で、ウイスコンシン大学を卒業したのちロンドン大学のオリエンタリアリカ学院に学び、A・L・バシヤム教授の指導のもとに博士論文の作成に従事した。本書はその成果である。本書の構成は次のようになっている。

### 著者序文

序文 (A・L・バシヤム)

第一章 カウテイリヤと『アルタシャーストラ』

第二章 『チャーナキヤハチャンドラグプタハカター』

第三章 『アルタシャーストラ』と作者問題に関する統計学的方法

第四章 判別用の諸単語

第五章 センテンスの長さとの複合語の長さ

第六章 『アルタシャーストラ』、パールチ、メーダーティ  
ティ

第七章 『アルタシャーストラ』の成立年代

付録 統計表

第五十四卷 四八三